

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)
地域名 (地域内農業集落名)	松帆志知川 (松帆志知川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

◆経営の状況

- 本地域については、水稻や露地野菜を中心に営農が行われている。
- また、畜産農家も営農しており、一部農家により耕畜連携が行われている。

◆担い手の状況

- 本地域内における「認定農業者」は少なく、大半が兼業又は小規模による営農形態となっている。
- 現在の営農者については、60代から70代が中心となっており、その多くが「規模縮小」「将来農業をやめる」「後継者がいない」とアンケートに回答するなど、地域内の農業経営継続の危機に面している。

◆農地の状況

- 農地については、ほ場整備等は実施されていないため不成形田が多い。加えて低地帯であることから、水害に見舞われることが頻発し、多くの農地が耕作放棄田となっている。

◆課題

- 耕作条件の悪いほ場や担い手不足を要因として『耕作放棄田』が多く、今後のどのようにして耕作放棄田化に歯止めをかけるかが課題となっている。
- 担い手の高齢化及び後継者不足が顕著であり、地域内の営農面積の維持はもちろんのこと、水路や道路などに加え、排水機場など農業用施設の維持管理を担う者の確保が大きな課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 本地域においては、離農や担い手不足が顕著となり、労働力の減少に伴う生産力低下に加え、農業用施設の維持管理に従事する者が年々減少しており、今後より一層深刻さを増すことが予想される。
- そのため、①機械化やスマート農業の導入による省力化・規模拡大、②地域全体で農業を支えるための「機械の共同利用」、③農業支援サービスの活用、④外部からの新規就農者の誘致などに取り組み、地域全体で営農を維持し、生産力の維持向上を図る。
- また、本地域は低地となっていることから、排水性が悪いほ場が多い。そのため、当該地域にあった作物の作付けを検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	72.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	63.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ◆地域計画作成時に把握した所有者及び耕作者の意向を都度更新(※)し、意欲ある担い手が借り受けしやすいように工夫するとともに、出来る限り対象農地に隣接して耕作している担い手に預け、集団化を図る。
(※) 地域計画は、毎年度、地区役員が隣保長会を通じ所有者及び耕作者の意向を確認して計画に反映する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ◆必要に応じて、利用権設定の期間満了となった農地から農地中間管理機構の利活用へつなげる。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ◆本地域においては、以前基盤整備事業の検討を行ったものの、地域内の合意形成が得られず断念した。そのため、域内の農家の中には「基盤整備はできない」との認識が根強く残っており、まずは域内農家の意識醸成からスタートし、基盤整備を含め当地区にあった整備方策の検討を重ねる。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ◆農業者の高齢化が最も深刻な課題となっており、以下の項目に取り組む。
・地域内の若手営農者の規模拡大、地域内農業者の法人化への取り組み
・新規就農者の受入れ、地域外の法人化された農業経営体による営農の拡大
・地域内での「機械の共同利用」や「組織体制の構築」に向けた検討

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ◆地域内の農業サービス事業体と連携し、地域の農作業受託に取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害に対しては、集落全体の問題として対策に取り組む。
②JAの栽培ごよみを基礎として、局所施肥や必要最小限の農薬散布に留め、減農薬・減化学肥料に取り組む。
③機械化やスマート農業への取組みは、農家の高齢化や担い手不足への対応が必須であり、地域内の認定農業者など担い手を中心に導入を進め、地域内での横展開を目指す。
⑤果樹等については、これまでの慣行農業に加え、観光や6次化にも取り組んでいく。
⑦⑧本地域は、多面的機能支払交付金を活用し、田畠の保全・耕作放棄田の解消や用排水路・ため池等農業用施設の維持管理等を実施し、地域農業を維持している。今後も引き続き当該制度を活用していく。
⑨耕畜連携を地域内で推進し、畜産農家から生産される堆肥を活用して化学肥料の減量に取り組む。